

原子力発電所の安全対策等に関する要望（案）

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生に伴い、放出された大量の放射性物質による土壌、堆肥、上下水道汚泥などの汚染問題はもとより、原発の安全対策、避難対策について抜本的な見直しが求められている。

このような中、本年9月、世界最大の柏崎刈羽原子力発電所を抱える新潟県内の市町村が連携し、「市町村による原子力安全対策に関する研究会」を発足した。

研究会では、大切にしたい理念として『避難などほとんど考える必要がないほどの原発の安全性を確保すること』、『万が一に備え防災計画を策定する場合は、国、県、市町村が連携した真に実効性のある計画を策定すること』を掲げ研究を進めてきたところである。

これまでの研究成果から、原発の安全確保及び実効性のある防災体制の確立、福島原発事故由来の放射性物質に関する対策等については、国県による対策が不可欠であることから、県においては、下記事項について万全の対策を講じるように強く要請する。

記

1 原子力発電所の安全確保及び実効性のある防災対策の確立について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

- ① 国や電力事業者が行う福島原発事故の検証及び対策の報告に対し、技術委員会等で十分な検討を行い、あらゆるリスクを考慮し、いかなる場合においても安全確保について万全の対策を講じるよう国や電力事業者に強く要請していくこと。
- ② 原発の安全評価について、技術委員会等での議論をつうじて、慎重に評価するとともに、評価結果については住民にわかりやすく説明すること。

(2) 原子力防災体制の抜本的見直しについて

- ① 防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大に伴い、同地域に含まれない原発から30kmを超える地域を含め、実効性のあ

る広域的な防災対策の構築に向けた明確な方針を示すこと。

- ② 避難区域や住民避難の設定基準について、市町村の意見を十分に踏まえたうえで具体的な方針を示し、避難場所や避難ルート確保、避難用バスなど交通手段の手配、交通規制や避難誘導における国・県・警察・自衛隊等との広域調整等を実施し、真に実効性のある原子力防災体制を構築すること。
- ③ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材などの増設・整備を適切に行うこと。
- ④ 石川県に立地している北陸電力志賀原子力発電所に関する防災体制について調査し、必要な措置を応じること。

(3) 原子力事故に対する情報伝達システムの再構築について

- ① 通常時から国、市町村及び事業者間の連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と安全対策に関する情報が共有できるようにすること。
- ② 原子力発電所等の事故に関する情報について、市町村及び住民に対して迅速かつ正確に公開・伝達するとともに、避難等に係る情報は、住民がとるべき行動や防護措置を含め、わかりやすく的確に周知徹底を図ることができるよう、情報伝達システムや避難等の行動指針を早急に構築すること。

(4) 「安全協定」の位置づけの明確化等について

- ① 原子力施設の安全規制において、原発立地自治体が結んでいる「安全協定」のあり方を検証し、国、立地県、立地市町村、周辺市町村の役割分担と関わりを整理しつつ、「安全協定」の法制化も含め、安全規制上の位置づけを明確化すること。
- ② 市町村と電力事業者との通報連絡体制の構築を含む協定締結に向け、必要な調整を行うこと。

(5) 安定ヨウ素剤の配備及び服用について

- ① 安定ヨウ素剤の服用に関して、福島第一原子力発電所事故において、国から医療関係者の立会いのもとで服用するように指示が出ている。しかしながら、現地では混乱が生じたとの報告もあることから、福島での検証を踏まえ、安定ヨウ素剤の配備

や安全な服用方法について、明確な方針を示すこと。

- ② 市町村における安定ヨウ素剤の配備や服用等について、実効性のある抜本的な対策を講じること。

2 福島第一原子力発電所由来の放射性物質に関する対策について

- (1) 放射性セシウムが検出された堆肥については、国の基準では、堆肥に含まれる放射性セシウムの濃度が、400ベクレル/kgまで許容されている。しかし、県は、独自基準として、口頭により100ベクレル/kgを超える堆肥の移動自粛を求めている。

県は、移動自粛を求めている独自基準について明確な根拠を示すとともに、流通が止まっている堆肥の取り扱いについて、実現可能な対応方針を早急に示すこと。

また、市町村に対する自粛要請等を行う場合は、補償問題とも関連することから公文書によるものとする。

- (2) 放射性物質が検出された浄水発生土の取り扱いについて、国の示す方針を踏まえ、県としての方針を明確な根拠とともに早期に示し、県内の関係する自治体に対して、具体的かつ分かりやすい説明を行うこと。
- (3) 土壌汚染対策として、面的除染対策だけでなく、部分的除染対策においても技術的・財政的支援を行うこと。
- (4) 福島原発事故由来の放射性物質の処理等に対する補償について、説明会を開催し、県内市町村の支援を行うこと。
- (5) 福島原発事故由来の放射性物質を含む上・下水道汚泥、焼却灰、土壌等の一時保管場所及び最終処分場について、実現可能な場所の確保等の対策を講じること。

3 原子力防災に対する立法措置及び財政措置

- (1) 広域調整を伴う原子力災害において、国、県、市町村の役割分担と責任を明確にしつつ、所要の法整備を含めた実効性のある防災体制を整備すること。

- (2) 国、県、市町村の役割分担と責任に応じ市町村が行う原子力防災体制の確立や福島原発事故由来の放射性物質への対応のために必要な財政措置を行うこと。

平成23年〇月〇日

市町村による原子力安全対策に関する研究会

| | | | |
|--------|-------|-----|-----|
| 代表幹事 | 長岡市長 | 森 | 民夫 |
| 幹事 | 新潟市長 | 篠田 | 昭 |
| 幹事 | 上越市長 | 村山 | 秀幸 |
| オブザーバー | 柏崎市長 | 会田 | 洋 |
| オブザーバー | 刈羽村長 | 品田 | 宏夫 |
| | 三条市長 | 國定 | 勇人 |
| | 新発田市長 | 二階堂 | 馨 |
| | 小千谷市長 | 谷井 | 靖夫 |
| | 加茂市長 | 小池 | 清彦 |
| | 十日町市長 | 関口 | 芳史 |
| | 見附市長 | 久住 | 時男 |
| | 村上市長 | 大滝 | 平正 |
| | 燕市長 | 鈴木 | 力 |
| | 糸魚川市長 | 米田 | 徹 |
| | 妙高市長 | 入村 | 明 |
| | 五泉市長 | 伊藤 | 勝美 |
| | 阿賀野市長 | 天野 | 市榮 |
| | 佐渡市長 | 高野 | 宏一郎 |
| | 魚沼市長 | 大平 | 悦子 |
| | 南魚沼市長 | 井口 | 一郎 |
| | 胎内市長 | 吉田 | 和夫 |
| | 弥彦村長 | 大谷 | 良孝 |
| | 津南町長 | 上村 | 憲司 |
| | 関川村長 | 平田 | 大六 |